



交通規制上の注意事項

普通自転車との違いは？

軽車両

リアカー、人力車
馬・牛、馬車・牛車
など



普通自転車

- ① 車体の大きさ
長さ190cm以内、幅60cm以内であること
- ② 車体の構造
 - ・側車を付けていないこと
 - ・運転席以外の乗車装置を備えていないこと
 - ・制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
 - ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

歩道は通行できません

歩道には右のように「自転車及び歩行者専用」の標識が設置されていることがありますが、ここでいう「自転車」は「普通自転車」のことを意味します。

普通自転車ではないタンデム自転車は、このような標識があっても歩道を走ることはできません。

車道の左側を通行することになります。



「自転車を除く」の補助標識は適用されません



自転車を除く

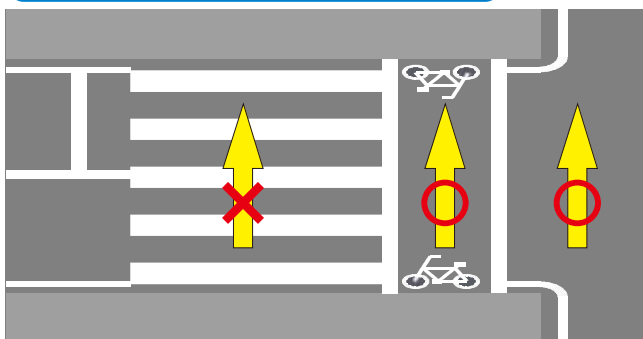
自転車を除く

自転車を除く

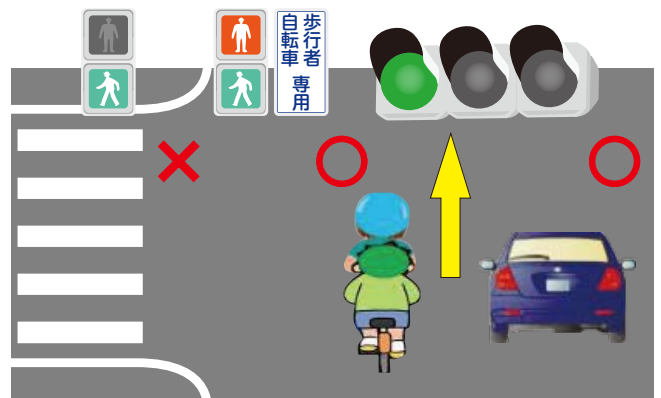
進入禁止や一方通行等の規制標識に「自転車を除く」という補助標識があっても、タンデム自転車は除かれません。

この「自転車」は「普通自転車」のことです。ですから、タンデム自転車は走ることができません。

交差点の通行方法



交差点を横断するときは、車道の左側を通行しましょう。ただし、自転車横断帯がある場所では、自転車横断帯を横断しましょう。



信号は「車両用信号」に従いましょう。また、歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の表示があるときは、歩行者用信号に従いましょう。